



乳幼児の保護者の方 令和7年度保育所入所のお知らせ

☎こども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

保育所入所の申込書は、新規入所児童だけでなく、4月以降も引き続き入所を希望する在所児童も提出が必要ですよ。

保育所について

通常保育時間

保育所	入所可能児童	通常保育時間
第一保育所	1～5歳児	午前8時30分 ～午後4時30分
第二保育所	7ヶ月～5歳児	
第三保育所	1～5歳児	

入所資格

- ・町内に住民登録している
- ・仕事や出産、病気、障害、長期介護などで保育できる方がいない
- ※保護者以外に親族や他の方が保育できる場合は、入所できません。

保育所の申込みについて

△申込書の配布・提出先▽

- 配布場所
 - ・町内各保育所
 - ・子育て支援係(保健センター内)
- 配布開始 10月16日(木)
- 提出先 子育て支援係

△在所児童の場合▽

現在利用している保育所で簡単な聞き取りを実施します。受付時に面談は実施しませんので、児童の同伴は必要ありません。受付期間中に必要書類を提出してください。

■受付期間

10月17日(木)～11月15日(金)

■受付時間

期間中の平日 午前8時30分～午後5時15分

△新規入所児童の場合▽

受付と同日に、簡単な聞き取りと面談を実施します。必要書類を持参し、入所希望児童と一緒に会場へお越しください。

- 受付・面談日 11月16日(土)
- 時間 午前8時30分～11時30分
- 会場 役場南庁舎1階
- 注意
 - 11月16日(土)に、受付・面談が出来ない方は、在所児童の受付期間に申込書を提出し、面談についてはご相談ください。
 - 受付日に発熱や風邪症状がある場合は来庁を控え、11月22日(金)までに必要書類を提出してください。



固定資産税(家屋) 家屋(住宅・車庫・事務所など)を取り壊した方へ

家屋を取り壊したときは、次のとおり手続きが必要です。

☎町民税務課 課税係 ☎77・3915

家屋を取り壊したことを町で把握できなかった場合、誤って課税されてしまう原因になります。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

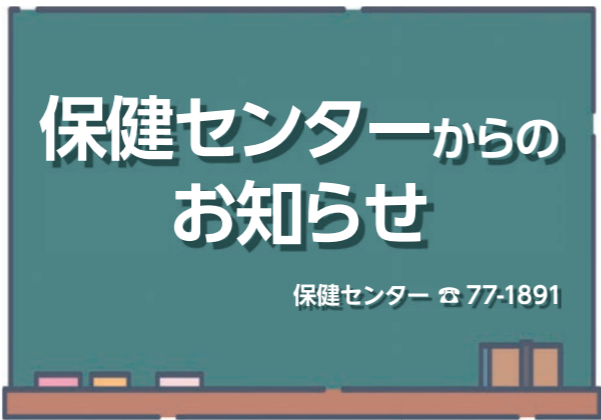
■登記がされている家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記をしてください。滅失登記の申請が12月末に間に合わない場合は、課税係までお申し出ください。

■登記がされていない家屋を取り壊した場合

課税係までその旨お申し出ください。職員にて現地調査を行います。

日(金)までに必要書類を提出してください。
△町外の保育施設を希望する場合▽
町外の保育施設の利用を希望する場合でも、芝山町を通して申請が必要です。
申し込み期限や申請書類は、市町村ごとに異なるため、子育て支援係に相談してください。



2歳児歯科健康診査

お子さんの「歯や口の健康」のために芝山町では2歳児歯科健康診査を実施しています。2歳半の頃は乳歯が生えそろい、むし歯になる確率が高まっていく時期です。乳歯のむし歯は進行が早く、悪化するまでに気づきにくい特徴がありますので健診を受診しましょう。

対象者 令和3年12月生～令和4年2月生

開催日 10月21日(月)

時間 案内通知をご覧ください。

場所 保健センター

内容 身体計測、歯科診察、育児・栄養・歯科相談、フッ素塗布(希望者)

3歳児健康診査

3歳児は、身体の成長や精神発達がめざましく、運動面やことば、理解力、社会性が大きく伸びるとも大切な時期です。町で行っている乳幼児健診は医師、歯科医師、栄養士、保健師など多くの専門職が関わっています。日ごろ不安に感じていることを相談できる機会でもありますので、お子さんの健やかな成長と発達のために健診を受けましょう。3歳児健康診査以降、就学健診前まで健診はございませんので必ず受診してください。

対象者 令和3年1～3月生

開催日 10月7日(月)

時間 案内通知をご覧ください。

場所 保健センター

内容 屈折検査、身体計測、尿検査、内科診察、歯科診察、保育・栄養・歯科相談、フッ素塗布(希望者)

献血にご協力をお願いします！

役場南庁舎に千葉県赤十字血液センターの移動献血車が来庁し、献血を行います。どうか献血にご協力くださいますようお願いいたします。

開催日 10月21日(月)

時間 午前10時～11時45分

午後1時～2時

※今回のみ、午後は1時間だけの開催です。

会場 芝山町役場南庁舎

ネット予約 「ラブラッド」にご登録いただき、会員サイトの予約画面から予約登録を行ってください。

★ラブラッドのアプリができました。
電話予約 予約受付フリーダイヤル0120-0892-760
(平日の午前9時～午後5時)にご連絡ください。



↑ラブラッドアクセスQRコード

その他 ご予約されてご来場いただいた方を優先してご案内します。

新型コロナワクチンの定期接種について

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種は、季節性インフルエンザと同様の高齢者などを対象とした定期接種として実施します。

対象者 芝山町に住民票があり、接種を希望する次の方が対象となります。

日(金)までに必要書類を提出してください。

■補足 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されるため、12月末までに取り壊しを行った家屋は、翌年度より課税されなくなります。

例1) 令和6年10月に取り壊した家屋の固定資産税
↓令和7年度から課税されません
例2) 令和7年2月に取り壊した家屋の固定資産税
↓令和8年度から課税されません(令和7年度は課税されます)

・65歳以上の方
・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の免疫に障害のある身体障害者手帳1級相当の方

接種回数(時期)
年に1回(令和6年10月1日～令和7年3月31日までの間)

接種費用
自己負担あり
自己負担なし

(接種費用から10,300円
【町負担・2,000円、国負担・8,300円】を引いた額)
※接種費用は医療機関によって異なりますが、15,300円程度となる見込みです。

接種までの流れ
対象となる方には、期間中に予診票を送付します。接種を希望される方は、送付された予診票を使用して医療機関で接種を行ってください。

※予約については、接種を受けようとする医療機関に直接お問い合わせください。

○詳しくは、対象者の方宛に送付するご案内をご覧ください。
○定期接種の対象者以外の方が接種を受ける場合は「任意接種」となり、接種費用は全額自己負担となります。